

令和 2 年 6 月 17 日制定（国空機第 285 号）

サーキュラー

国土交通省航空局安全部航空機安全課長

件名：設計者と製造者の間におけるライセンス協定について

1. 一般

1-1 目的

航空法（以下「法」という。）第 13 条の 4 の規定及び同法施行規則（以下、「規則」という。）第 23 条の 10 の規定に基づき、型式証明又は型式設計変更の承認、追加型式設計承認及び修理改造設計承認を受けた者であって本邦内に住所を有する者（以下「本邦型式証明保有者等」という。）は、それぞれの証明等を受けた設計に係る航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機について航空事故等その他の航空機が法第 10 条第 4 項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事態に関する情報（以下「不具合情報等」という。）を収集し、国土交通大臣に報告することが義務付けられている。このため、本邦型式証明保有者等は自ら積極的に運航安全継続に係る情報を、国産航空機等の使用者又は国産航空機等若しくはその装備品若しくは部品の製造、整備若しくは改造する者から収集し、整理すると共に、得られた情報の分析、評価を実施し必要な対策を講ずる体制を整備することが求められている。

このため、本邦型式証明保有者等が国産航空機等若しくはその装備品若しくは部品の製造するもの（以下「製造者」という。）から適切に不具合情報等を収集するとともに、当該設計に係る航空機等の製造品質を確保するためには、両者が適切に連携・調整する必要がある。また、外国の設計者の設計に基づいて本邦内で製造を行う者であっても、我が国の航空機／装備品製造検査認定事業場である場合は、当該設計者と適切に連携・調整が行われる体制であることを、製造国として確認する必要がある。

本サーキュラーは、第 13 条の 4 の規定等に基づき、本邦型式証明保有者等及び外国の設計者と製造者との間で適切な連絡・調整を図るための当該設計に基づく製造及び耐空性の維持に関する役割分担、責任、手続き等を文書化すること（以下「ライセンス協定」という。）に係る手続き等を定めるものである。

1-2 関連サーキュラー

- (1) サーキュラーNo. 1-001 「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針」
- (2) サーキュラーNo. 1-003 「国産航空機の型式証明等について」
- (3) サーキュラーNo. 1-004 「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」
- (4) サーキュラーNo. 1-028 「航空法第 13 条の 4 に基づき国産航空機等の設計承認保有者が構築すべき耐空性維持体制及び運航安全継続計画書の設定について」
- (5) サーキュラーNo. 7-001 「外国との航空安全に関する相互承認協定について」

1-3 参考文献

- (1) 国際民間航空条約第8 附属書第 Part II Chapter 1, Chapter 2, Chapter 4、
- (2) EASA IR 21. A. 4、IR 21. A. 133、AMC IR 21. A. 133
- (3) FAR § 21. 132、FAA Order 8120. 22A “Production Approval Procedures”

2. 適用

2-1 設計者

本邦型式証明保有者等及び型式/仕様承認の保有者（以下「我が国の設計者」という）に対して適用する。なお、適用対象者毎の経過措置の詳細については附則を参照すること。なお、設計者が航空機/装備品設計検査認定事業場であるかどうかに関わらず、本サーキュラーの適用を受ける。

我が国の設計者が製造者とライセンス協定を締結する対象となる証明等の区分は、表1に示すとおり。

表1 対象となる証明等の区分

法令	対象となる証明等
法第12条	型式証明
法第13条の2	追加型式設計承認のうちの以下に該当するもの ・大変更 ・小変更のうちの大改造
法第17条の2	修理改造設計承認のうちの以下に該当するもの ・大変更 ・小変更のうちの大改造 ・大修理
規則第14条の2	型式/仕様承認

2-2 製造者

製造国として我が国が責任を有する航空機、発動機、プロペラ又は装備品及び部品の製造を行う表2に掲げる者に対して適用する。なお、同一の会社であっても、製造部門と設計部門において、責任及び権限が分離している等必要と認められる場合は、両部門間で文書化が必要である。

表2 サーキュラーの適用対象となる製造者

対象となる製造者	備考
我が国の設計者の設計に基づき製造を行う者	・製造者が航空機/装備品製造検査認定事業場であるかどうかに関わらず、本サーキュラーの適用を受ける。 ・本サーキュラーの適用を受ける製造者は、

	設計者が直接設計データを提供する一次製造委託先とする。このため、一次製造委託先の製造委託先である二次製造委託先、三次製造委託先等については、本サーキュラーの適用を受けない。
外国の設計者の設計に基づいて本邦内で製造を行う者	・我が国の航空機/装備品製造検査認定事業場である場合に限る。

3. 設計者と製造者間のライセンス協定

設計者及び製造者は、製品の開発、量産（耐空性についてすでに証明されたデータに基づく製造をいう。）及び耐空性の維持に関する必要な事項について相互の役割分担を取決め、当該役割に基づく各々の責任について合意した内容をライセンス協定として文書化しなければならない（注1）。設計者と製造者間のライセンス協定に含むべき要件は設計及び製造の形態により様々であるが、少なくとも以下の3-1～3-9の内容が含まれること（注2）。

（注1）設計者と製造者間の合意の文書の名称は、必ずしも「ライセンス協定」でなくても良いが、設計者と製造者間の製造に関する合意文書であることが明らかであり、かつ、設計者と製造者の契約やその附属文書等において設定するもの。

（注2）ライセンス協定の記載例は、別添を参考。

3-1 設計者が、最新の設計データ（図面、材料仕様書、寸法、工程、表面処理、品質要求等）に関する情報を正確かつ遅延なく製造者に提供する責任を明らかにすること。

（注）設計データの最新性とは、設計者が製造に反映することを決定した設計データを、製造を開始すべき時期に提供することであり、設計者と製造者の双方がどの設計データが製造工程に適用されているか把握していることが必要である。

3-2 設計者が、量産を行うために必要な設計データを製造者に示すこと。製造者が、当該設計データに基づいて、量産を行うために必要となる製造データを独自に開発する場合には、当該開発を行う範囲、責任及び手順を明らかにすること（該当する場合）。

3-3 設計者が行う適合性証明の実証に関して、製造者が当該実証を支援する責任及び役割を明らかにすること。

（例）供試体・試験片に係る製造用・試験用の製造設備及び試験設備への設計者のアクセスの保証及びそれらの設備の適切性の確保

3-4 製造工程における製造品（量産品及び供試体の両方をいう。）の設計データからの逸脱及び不適合品が発生した場合の設計者と製造者の役割、責任及び手順を明らかにすること。

3-5 製造者が、製造品に関する適合性証明及び量産品の耐空性を確認した形態の識別、又は製造品の装備対象製品（航空機、発動機、プロペラ又は装備品）との適格性を特定す

るための、形態管理を実施する責任及び手順を明らかにすること。

3-6 設計者が、証明等を受けた設計データを提供、管理及び変更する場合には、製造者が「証明等を受けたものである」と認識することについて、設計者により了解がなされることを明らかにすること。

3-7 製造者が製造品の適合性証明又は耐空性及び環境基準適合性の確認を行うことに関連する以下の(a)～(d)を行う責任について明らかにすること。

(a) 開発又は量産された製造品が設計データに適合すること

(b) 安全に運用できる状態であることを確認すること

(c) 製造品の出荷後に、当該製造品が設計データに適合しないこと等設計又は製造過程に起因し、又は起因すると疑われること（注）が判明した場合に、当該不適合を設計者に対して報告すること。また、当該不適合により航空機が不安全状態に至る可能性について、設計者と共同で調査すること。

3-8 製造者が、自らが製造した製造品について、設計者が行う耐空性維持活動を支援する役割及び手順を明らかにすること。当該役割及び手順には、以下の(a)～(d)の内容が含まれること。

(a) 直接出荷を行う場合の出荷品の追跡可能性。

(b) レトロフィットによる改修の手順。

(c) 製造品の製造履歴の管理（設計データからの逸脱が認められた履歴の管理を含む）。

(d) 技術的情報及び技術的支援。

(注) 運航安全の継続に関する関連要件については、サーキュラーNo. 1-028「航空法第13条の4に基づき国産航空機等の設計承認保有者が構築すべき耐空性維持体制及び運航安全継続計画書の設定について」の5.についても参照すること。

3-9 製造者が、二次委託製造者、三次委託製造者等に製造を委託する場合には、設計者と製造者の間の合意の範囲内で製造委託を行うことについての責任及び管理方法を明らかにすること。

4. ライセンス協定に基づく情報の提供

ライセンス協定に基づき、設計者が製造者に証明等を受けた設計データを提供する際には、当該データと併せて、以下の4-1～4-8に掲げる情報を提供すること。

4-1 設計者の名称

情報を提供した設計者名。

4-2 提供するデータの発行日

提供する設計データを設計者が発行した日。

4-3 装備可能な対象製品の特定

設計者が型式承認又は仕様承認の設計承認保有者である場合には、製造品が装備される対象の製品（航空機、発動機、プロペラ又は装備品）に関する情報。

4-4 識別に関する情報

装備品及び部品の部品番号及び当該部品番号に追加する情報（Suffix、Modification Status 等）（以下「部品番号等」という。）。

設計者が製造者に提供する部品番号等は、設計者が作成するパーツ・カタログ（Illustrated Parts Catalogue。以下「IPC」という。）と整合することが推奨される。IPC に未掲載である場合等、必要と認められる場合には、耐空性を継続するための指示書（Instructions for Continued Airworthiness。以下「ICA」という。）（Maintenance Manual、Service Bulletin 等を含む。）と整合する部品番号等でもよい。いずれの場合であっても、設計者が技術的情報（図面、Assembly Parts List (APL)、Bills of Materials (BOM) 等）により提供する部品番号等と IPC/ICA との間で追跡可能性が確保されること。

4-5 装備品又は部品の名称

装備品又は部品の名称を提供するか、又は名称を指定する文書を提供すること。文書を用いる場合は、IPC に指定される部品の名称を優先的に参照すること。

4-6 データの提供目的

情報を提供する目的に関する設計者の表明。

(例)

- (a) 証明等を受けた設計データの提供が、製造者が製造を行うためのものであること。
- (b) 製造品（交換部品、修理用、改造用等）の装備対象製品（航空機、発動機、プロペラ又は装備品若しくは部品）との適格性（Eligibility）。
- (c) 直接出荷の許可。直接出荷を行う製造品が、航空機、発動機又はプロペラの設計の証明等（型式設計変更(TC 変)、追加型式設計変更(STC) 又は修理改造設計変更)の一部の構成部品である場合には、該当する証明等を参照すること。

4-7 制限事項/備考

製造者が装備品基準適合証の「12. 備考」に相当する欄に記載する必要がある固有のデータ又は制限事項に関するあらゆる情報。

4-8 設計データの証明等のステータス

設計データが証明等を受けているステータスに関する情報。

5. 手続き

ライセンス協定を結んだ際には、以下の手続きを行うこと。手続きについて不明な場合は、航空局に問い合わせること。

5-1 設計者

我が国が証明等を行う設計の証明等の申請者又は証明等の保有者は、設計データに基づく製造を行う前までに、製造者とライセンス協定を締結すること。ライセンス協定を結んだ際には、航空局（2-1 項の各々の設計に対応した、サーキュラーNo. 1-001「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針」又は No. 1-004「装備品型式及び仕様承認に係る一般方針」に記載された証明等の申請の提出先）に速やかにライセンス協定の写しを提出し、確認を受けること。ライセンス協定について、3 項に規定する要件に関連する事項を変更した場合についても同様である。

5-2 製造者

5-2-1 我が国が証明等を行った設計に基づき製造を行う製造者

我が国が証明等を行った設計に基づき製造を行う者は、5-1 の設計者を通じてライセンス協定の提出及び確認が行われるため、製造者から航空局へのライセンス協定の提出は不要とする。

5-2-2 外国が証明等を行った設計に基づき製造を行う製造者

外国が証明等を行った設計に基づき製造を行う者は、製造を行う前までにライセンス協定を締結し、航空局（サーキュラーNo. 2-001「事業場認定に関する一般方針」に記載された事業場認定の申請書の提出先）に速やかにライセンス協定の写しを提出し、確認を受けること。ライセンス協定について、3 項に規定する要件に関連する事項を変更した場合についても同様である。

6. その他

本サーキュラーが適用となる時点で、既に、設計者と製造者の間でライセンス協定を締結している場合であって、当該ライセンス協定の内容が本サーキュラーを満足する場合には、改めて、本サーキュラーに基づくライセンス協定を締結する必要はない。この場合には、既に締結しているライセンス協定について、速やかに 5. に規定する提出先に提出し、確認を受けること。

本サーキュラーの要件の一部が適用できない場合又は他の方法によることが適当であると当局が認める場合には、他の同等な方法によることができる。

附則

1. 本サーキュラーは、令和 2 年 6 月 18 日から発効する。
2. 本サーキュラーは、本サーキュラーの発効時に既に設計の証明等を受けている者であって、令和 4 年 6 月 18 日時点で製造を行っていない場合には、適用しない。ただし、令和 4 年 6 月 18 日以降に再度製造を行う場合には、表 1 の「サーキュラー発効後に申請を行う者」又は表 2 の「サーキュラー発効後に製造を行う者」の項を適用し、製造を再開するまでにライセンス協定を締結すること。
3. 以下の表 1 及び表 2 に掲げる対象者は、本サーキュラー 5 項に規定するライセンス協定の提出については、同項の規定にかかわらず、以下の表 1 及び表 2 に掲げる時期にライセン

ス協定を提出することができる。

表 1 ライセンス協定の提出に係る適用期日

設計者	適用者の区分	ライセンス協定の提出期限
型式証明	本サーキュラーの発効時に既に証明を受けている者	令和 4 年 6 月 18 日まで
	本サーキュラーの発効時に既に申請を行っている者（既に証明を受けているものを除く）	令和 4 年 6 月 18 日又は製造を開始するまでのいずれか遅い日まで
	サーキュラー発効後に申請を行う者	製造を開始するまで
追加型式設計承認 （同等 STC を含む）	本サーキュラーの発効時に既に承認を受けている者（大変更又は小変更のうちの大改造に該当するものに限る。）	令和 4 年 6 月 18 日まで
	本サーキュラーの発効時に既に申請を行っている者（大変更又は小変更のうちの大改造に該当するものに限る。）	令和 4 年 6 月 18 日又は製造を開始するまでのいずれか遅い日まで
	サーキュラー発効後に申請を行う者（大変更又は小変更のうちの大改造に該当するものに限る。）	製造を開始するまで
型式承認・仕様承認	本サーキュラーの発効時に既に承認を受けている者	令和 4 年 6 月 18 日まで
	本サーキュラーの発効時に既に申請を行っている者（既に承認を受けているものを除く。）	令和 4 年 6 月 18 日又は製造を開始するまでのいずれか遅い日まで

	サーキュラー発効後に申請を行う者	製造を開始するまで
修理改造設計承認	本サーキュラーの発効時に既に承認を受けている者	—
	本サーキュラーの発効時に既に申請を行っている者	—
	サーキュラー発効後に申請を行う者（大変更、小変更のうちの大改造又は大修理に該当するものに限る。）	製造を開始するまで

表2 ライセンス協定の提出に係る適用期日

製造者	適用者の区分	ライセンス協定を航空局に提出する時期
我が国が証明等を行った設計に基づく製造	既に製造を行っている者	表1による。 (我が国が証明等を行った設計に基づく製造者は、表1の設計者を通してライセンス協定が航空局に提出されるため、製造者からの提出は不要)
	サーキュラー発効後に製造を行う者	
外国が証明等を行った設計に基づく製造	既に製造を行っている者	令和4年6月18日まで
	サーキュラー発効後に製造を行う者	製造を開始するまで

本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部航空機安全課航空機技術基準企画室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号 03-5253-8735、FAX 03-5253-1661

【書式の例】

ライセンス協定 (※1) (設計者と製造者間の連携に関する合意書)	
合意事項 (※2) :	合意内容に係る関連規程 (※3)
<p>○ {設計者[名称]} は以下を履行する責任を負う。(※4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の設計データ(図面、材料仕様、寸法、工程、表面処理及び品質要求事項等)を{製造者[名称]}へ正確かつ遅延なく提供することを保証する。 ・証明等を受けた設計データであることを明示し提供する。 	
<p>○ {製造者「名称」} は以下を履行する責任を負う。(※5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐空性の継続に係る問題に対処し、必要な措置の実施の支援を行う(サーキュラーNo. 1-028「航空法第13条の4に基づき国産航空機等の設計承認保有者が構築すべき耐空性維持体制及び運航安全継続計画書の設定について」に準拠する)。 ・適合性証明を行う場合には、設計者[名前]の適合性の実証を支援する。 ・設計データに基づいて、製造データを開発する(該当する場合)。 	
<p>○ {設計者[名称]} 及び {製造者「名称」} は以下について、共同で履行する責任を負う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・{設計者[名称]} 及び {製造者「名称」} が定めた手順に従って、製造過程における設計データからの逸脱と不適合に対して適切に対応する。 ・{製造者「名称」} が、適合性証明、耐空性・環境適合性の確認、装備対象製品との適格性の特定を行うために、製造品の適切な形態管理を実行する。 	
<p>○本合意書に関する製造の対象範囲(※6)は、[文書の参照又は一覧表を添付]に記載する。</p>	
<p>○証明等が行われた設計データの提供</p> <p>{設計者「名称」} は、本合意書に基づき提供し、管理し、変更が行われる設計データについては、当局が証明等を行ったものであることと認める。当該設計データに基づき製造し、かつ安全な運用状態であることが確認された部品及び装備品については、設計データに適合しており、かつ、安全に運用できる状態であることを証明したものとして出荷されることを了解する。</p>	
<p>○直接出荷の許可(※7)</p> <p>本合意書には、出荷した装備品及び部品の耐空性の継続の確保のため、使用者への製品の直接出荷に係る包括的な合意を含む(又は含まない)。</p>	
<p>{設計者「名称」}</p> <p>日付 Date</p> <p>署名又は記名押印(※8) Signature</p>	<p>{製造者「名称」}</p> <p>日付 Date</p> <p>署名又は記名押印(※8) Signature</p>

(別添)

【記載要領】

(※1) 表題

表題は、「ライセンス協定」等、設計者と製造者の連携に係る合意文書であることが明確であること。

(※2) 合意事項

ライセンス協定には設計者と製造者の間の基本的な合意事項が含まれること。

(※3) 合意内容に係る関連規程

設計者及び製造者の規程体系のうち、委託契約、品質計画、通則規程業務計画又は業務規程等、ライセンス協定の履行に係る上位規程を示すこと。

(※4) 証明等が行われた設計データの送付

設計者から製造者に対して、証明等が行われた設計データを送付する手続きを示すこと。提供するデータの証明等が行われているか否かについて、設計者が製造者に対して提供する方法についても示すこと。

(※5) 製造者が、二次委託製造者、三次委託製造者等に製造を委託する場合については、設計者と製造者の間の合意の範囲内で製造委託を行うことについて明らかにすること。

(※6) ライセンス協定の対象範囲

ライセンス協定の対象範囲は、当該ライセンス協定により取り扱う製造品、部品及び装備品のリストもしくはそれらの関連文書を参照する方法によって定義すること。装備品等が装備される航空機又は発動機の製造者及び型式、及び装備品等の名称、部品番号及び図面番号（改訂レベルを含む。）を含む情報が関連付けられていること。

(※7) 直接出荷の合意

設計者と航空機／装備品製造検査認定事業場が同一ではない場合、ライセンス協定には、直接出荷が合意されていることを明確に示すこと。

(※8) 署名又は記名押印

ライセンス協定内に記載された合意事項を管理する責任者又は組織を明確にしておかなければならない。また、ライセンス協定は、設計者及び製造者の最高責任者によって、署名又は記名押印がなされなければならない。